

特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件等の概要

1．特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件【新設】

特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、証券会社の自己資本規制比率の算定基準をベースとした基準を定める。

2．特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件【新設】

特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及び監督上必要な事項の命令の内容を定める。

3．最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件【新設】

最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、特別金融商品取引業者及びその子法人等に適用される連結自己資本規制比率に係る基準と、バーゼル に基づく連結自己資本規制比率に係る基準を定める。

4．最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件【新設】

最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及び監督上必要な事項の命令の内容を定める。

5．金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件【新設】

最終指定親会社が、連結自己資本規制比率の算出を行う場合に公衆の縦覧に供する書面の記載事項を定める。

6．金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件

指定格付機関制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う。

7．金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等に基づき、適格格付業者及び適格格付を定める件【新設】

金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部改正に伴い、必要な事項を定める。